

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が、平成29年8月24日に失効したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月14日

香川県知事 浜田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
香川県第 748号	魚かす粉 末	魚粉	窒素全量 9.5 りん酸全量 5.0	該当なし	有限会社三豊畜産衛材センター 観音寺市原町705番地
香川県第 749号	甲殻類肥 料粉末	カニガラ	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.20	該当なし	有限会社三豊畜産衛材センター 観音寺市原町705番地